

数字で見るセカンドライフ

今月は

110万円



ライフプランナー
相続診断士

土屋 敬 (つちや たかし)

山形生まれ。退職金の活用や老後資金の準備、マイホームの購入・改築時の資金計画、相続対策等、年間200世帯以上のライフプランニングを行なっている。好きなものは「ビール」と「美味しい食べ物」。ファイナンシャルプランナー、トータル・ライフ・コンサルタント、住宅ローンアドバイザー等。2017 MDRT 成績資格会員（11～）。



贈与税の目的は、相続税逃れを防ぐこと!? 今さら聞けない「贈与」のきほん

平成27年の相続税改正以降、相続だけでなく贈与に関するご相談が増えました。自分の大切な資産を子や孫のために有効活用したい…。誰しも願うことだと思います。今回は「贈与」の基本をお話したいと思います。

そもそも、なぜ自分の財産を家族に無償で与えると受け取った家族が多額の贈与税を負担しなければならないのか。贈与税の目的は、「相続税逃れを防ぐこと」にあるとされています。

亡くなった人の財産を受け継ぐときには、『相続税』がかかります。もしも相続税の仕組みだけあって『贈与税』の仕組みがな

ければ、税金の支払いから逃れるために、生きているうちにすべての財産を誰かにあげてしまいますよね。これでは相続税を作った意味がありません。そこで、相続税逃れを防ぐために贈与税という仕組みが設けられています。

ちなみに相続税には、富裕層に富が集中していくことを防止する「富の再分配機能」があるのだそうです。税金、なかなか奥が深いですね。

贈与税の対象となるのは、現金・不動産・有価証券・貸付金など、現金に換金できるものすべて。贈与された物の価額が1年間で110万円を超える場合には、

贈与税の申告をする義務があります。

現在、高齢者の保有する資産を現役世代により早期に移転させることを目的に、結婚や子育て、教育、住宅購入資金について贈与税を非課税にする特別措置がとられています。

例えば教育資金。平成31年3月末までに祖父母や両親が30歳未満の子や孫に、学費や塾、習い事、留学等の費用を一括贈与する場合、1500万円まで贈与税が非課税となります。この特別措置はライフプランニングを行う際にもしばしばご質問をいただきますね。次回も引き続き相続・贈与についてお話ししていきます。

※上記は、平成29年6月現在の税制・税率に基づき作成しております。税制・税率は将来変更されることがありますのでご注意ください。個別の取扱いにつきましては、税理士または所轄の税務署にご確認ください。

■お問い合わせ先

ソニー生命保険株式会社

仙台ライフプランナーセンター第2支社 第3営業所
ライフプランナー 相続診断士 **土屋 敬** (つちや たかし)
〒983-0852 宮城県仙台市宮城野区榴岡4-2-3 仙台MTビル15F
募集文書登録 SL17-3630-0056

☎022-296-5472 (平日9:00～17:30)

takashi_tsuchiya@sonylife.co.jp 携帯電話 090-9538-2463

*ご記入いただきましたお名前・ご生年月日・ご連絡先につきましては、セミナーご出席の確認ならびにソニー生命およびグループ各社の各種商品の情報提供、サービス等のご案内にのみ利用させていただきます。

土屋敬

検索

<http://www.doyakei.com>

無料

りらく読者限定

ライフプラン
個別相談実施中

生命保険の相談だけでなく、将来の生活設計や老後資金準備、退職金の活用、住宅ローン、相続・贈与、資産運用などについてもお気軽にご相談ください。

■申込方法(完全予約制) / 電話・Eメールにて(左記参照)。名前・連絡先・希望日時・主な相談内容をご連絡ください。